

1、二宮町児童遊園地(41か所) ・ 2、子どもの広場一覧(15か所) 計56か所

分類	番号	公園名	面積(m ²)	所有・借地	設立経緯	遊具有・無	法令等	必要有・不・用途変更	管理方法	維持管理費 (過去5年平均)千	
1	1	沖の田遊園地	770	町所有	区画整理	有			直営	174	二宮町一色3031
1	2	緑が丘第1遊園地	601	町所有	区画整理	有			直営	250	二宮町緑が丘1-7-1
1	3	緑が丘第2遊園地	658	町所有	区画整理	有			愛護会(一部直営)	241	二宮町緑が丘2-5-1
1	4	緑が丘第3遊園地	599	町所有	区画整理	有			愛護会(一部直営)	250	二宮町緑が丘2-18-1
1	5	緑が丘第4遊園地	600	町所有	区画整理	有	児童遊園地条例		愛護会(一部直営)	153	二宮町緑が丘3-24-1
1	6	百合が丘1丁目東遊園地	1577	町所有	区画整理	有	児童遊園地条例	* 宅地に変更	愛護会(一部直営)	153	二宮町百合が丘1-101-1
1	7	こばと遊園地	967	町所有	開発	有	児童遊園地条例	* 樹木の整備	直営	153	二宮町百合が丘1-18-1
1	8	さくら遊園地	600	町所有	開発	有			愛護会(一部直営)	153	二宮町百合が丘1-1-9
1	9	中里第1遊園地	998	町所有	区画整理	有			直営	250	二宮町中里693
1	10	中里第2遊園地	240	町所有	開発	有	児童遊園地条例		直営	250	二宮町中里1002-6
1	11	中里北遊園地	222	町所有	開発	有	児童遊園地条例		直営	241	二宮町中里919-25
1	12	中里北第2遊園地	301	町所有	開発	有	児童遊園地条例	* 宅地に変更	直営	229	二宮町中里2-1612-7
1	13	中里西第1遊園地	492	町所有	開発	有	児童遊園地条例	* ボール遊びが出来る様	直営	229	二宮町中里2-1404-22
1	14	中里西第2遊園地	376	町所有	開発	有	児童遊園地条例		直営	229	二宮町中里2-1404-54
1	15	中里西第3遊園地	288	町所有	開発	無	児童遊園地条例		直営	229	二宮町中里2-1404-98
1	16	中里西第4遊園地	279	町所有	開発	有	児童遊園地条例		直営	229	二宮町中里2-1573-58
1	17	中里軒吉遊園地	266	町所有	開発	有	児童遊園地条例		直営	185	二宮町中里1467-6、1468-4
1	18	中里の丘遊園地	458	町所有	県より移管	有	児童遊園地条例		直営	241	二宮町中里913-7、884-5
2	19	中里高架下子どもの広場	494	借地(無料)	借用	無			直営	229	二宮町中里1374付近
2	20	中里明星神社子どもの広場	158	借地	借用	すべり台			直営	108	二宮町中里888
2	21	中里西子どもの広場	279	町所有	開発	有		* フェンスに有刺鉄線有危険	直営	174	二宮町中里1577-35
1	22	元町北遊園地	841	町所有	買収	無	児童遊園地条例		直営	229	二宮町二宮1474、1475
1	23	北新道遊園地	132	町所有	開発	砂場	児童遊園地条例		直営	259	二宮町二宮1452-20
1	24	八向遊園地	1151	町所有	区画整理	有			直営	240	二宮町二宮1355
1	25	北新道西遊園地	930	町所有	用地寄付による建設	無	児童遊園地条例	* 区画整理、調査必要	直営	153	二宮町二宮1330-12
1	26	妙見遊園地	103	借地(無料)	開発	有			直営	229	二宮町二宮1508
1	27	勝負前遊園地	990	町所有	区画整理	有			愛護会(一部直営)	162	二宮町二宮935-6
1	28	富士見が丘一丁目第2遊園地	731	町所有	開発	有	児童遊園地条例		愛護会(一部直営)	162	二宮町富士見が丘1-2202-94
1	29	富士見が丘一丁目第3遊園地	1128	町所有	開発	有	児童遊園地条例		直営	162	二宮町富士見が丘1-2209-38
1	30	富士見が丘一丁目第4遊園地	424	町所有	開発	有			愛護会(一部直営)	153	二宮町富士見が丘1-2082-48
1	31	富士見が丘二丁目第1遊園地	730	町所有	区画整理	砂場	児童遊園地条例		直営	229	二宮町富士見が丘2-1939-11
1	32	富士見が丘二丁目第2遊園地	117	町所有	区画整理	有	児童遊園地条例	* ブランコ必要ない	直営	229	二宮町富士見が丘2-1579-7
1	33	富士見が丘三丁目第1遊園地	1449	町所有	開発	有	児童遊園地条例	* 草刈・フェンス、ベンチ整備不	直営	238	二宮町富士見が丘3-1835-88
1	34	富士見が丘三丁目第3遊園地	236	町所有	開発	有	児童遊園地条例		直営	229	二宮町富士見が丘3-1840-9
1	35	富士見が丘三丁目第4遊園地	465	町所有	開発	無	児童遊園地条例		直営	229	二宮町富士見が丘3-1840-123
1	36	富士見が丘三丁目第5遊園地	325	町所有	開発	ジャングルジム	児童遊園地条例		直営	229	二宮町富士見が丘3-1840-34
1	37	上町西向浜遊園地	190	町所有	開発	砂場	児童遊園地条例		直営	164	二宮町二宮98-92
2	38	上町子どもの広場	137	借地(無料)	借用	ブランコ	児童遊園地条例	必要(多数の人が利用)	直営	289	二宮町二宮98-48
2	39	中町(守宮神)子どもの広場	160	借地(無料)	借用	有			直営	153	二宮町二宮249
1	40	下川窪遊園地	1050	町所有	区画整理	有			直営	162	二宮町二宮410
2	41	下浜第1子どもの広場	43	町所有	不明	有			直営	153	二宮町二宮37-13
2	42	下浜第2子どもの広場	40	町所有	不明	無			直営	153	二宮町二宮37-26
2	43	山西子どもの広場	254	借地	借用	有		* 草刈必要・西側入口必要	直営	389	二宮町山西35-55
2	44	梅沢内原子どもの広場	330	借地	借用	有		* 遊具点検・草刈必要	直営	421	二宮町山西943-5
2	45	梅沢中央子どもの広場	400	町所有	買収	有		* 線路側のネットの高さ低い	直営	162	二宮町山西919-1
2	46	梅沢西子どもの広場	153	町所有	不明	無			直営	153	二宮町山西801-3
2	47	梅沢神明下子どもの広場	141	官有地	借用	鉄棒		* 鉄棒撤去・境内広場変更	直営	153	二宮町山西844
1	48	越地第1遊園地	245	町所有	開発	有	児童遊園地条例	* 道路にして用途変更	直営	153	二宮町山西669-12
1	49	越地第2遊園地	157	町所有	開発	無	児童遊園地条例		直営	153	二宮町山西669-63
2	50	越地子どもの広場	173	町所有	不明	スプリング			直営	153	二宮町山西759
2	51	越地南子どもの広場	179	借地	借用	有			直営	324	二宮町山西647
1	52	茶屋遊園地	500	町所有	開発	有	児童遊園地条例		直営	153	二宮町山西425-2
2	53	茶屋子どもの広場	37	借地(無料)	借用	無			直営	153	二宮町山西550-9
1	54	釜野第1遊園地	283	町所有	開発	有	児童遊園地条例		直営	153	二宮町山西1471-25
1	55	釜野第2遊園地	753	町所有	開発	砂場	児童遊園地条例	* 宅地に変更	直営	153	二宮町山西1560-2
1	56	押切遊園地	1152	官有地	借用	有	児童遊園地条例		直営	153	二宮町山西455

一般会計

事業名	選定理由	事業の目的・効果	事業内容	対象(顧客)	平成28年度予算					所管課	29年度 予算書 ページ
					予算項目			予算内訳			
					款	項	目	予算額(千円)	財源		
(01)公園等維持管理運営経費 (野地) (桑原) (柳川)	数年、変わらぬ予算が計上されている。公園統廃合に関する基本方針も示されたこともあり維持管理運営事業経費も削減できるはずである。費用が掛かりすぎか否か、費用対効果についても検証するべき。 また、各公園の維持管理予算は段階があるものの均一化されており、各公園ごとにおける実績(決算)は議会として把握されていない。単年度(今年の12月まで)で結論が出にくい部分もあるが、公園事業については委員会の継続調査として予定しており継続して検証が必要と考える。	・都市公園17、児童遊園地41、子どもの広場15の計73か所を管理整備 ・公園や広場の充実を望む声は多いが、行政評価ではその取り組みが毎年求められる結果となっている。 ・28年度は公園統廃合に関する基本方針が定められ、29年度には整備計画が作成される。	・公園等の計画、設計、施工及び監督 ・公園等の維持管理 ・公園台帳の整理保管 ・児童遊園地等の維持管理	全町民	土木費	都市計画費	公園費	85,071	79,048	都市整備課	83
(06)駅前町民会館維持管理経費 (善波) (二宮) (杉崎)	耐震性が懸念される集会施設であり、利用する町民の安全性が懸念されるなかその利用者は多い。利用状況、費用対効果、危険性、必要性、代替可能施設等、総合的かつ客観的に施設全般を検証し、早期に方向性を示す。	駅前という立地、土足利用可能なフロア、給湯設備のある和室など、サークル活動を中心に多くの町民に利用されている。観光協会、この屋もあり、特に菜の花ウウオッチング期間中は特産物販売、来町者への案内など対応をしている。	・ダンス教室、ジャギーキッズへフロア貸し出し ・集会、研修などのフロア及び2階和室利用 ・観光協会事務所 ・にのみやブランド推奨品販売店「この屋」 ・卓球台利用によるスポーツ	全町民	総務費	総務管理費	財産管理費	2,140		財務課	43
(01)道路維持管理経費	15-03 通学路安全対策工事 5,000千円 通学路安全対策工事費は、29年度急を要する整備箇所があり5,000千円とされたが、近年1,300千円の予算で推移している。この予算での整備でどこまで安全が確保され、昨今の交通事故対策ができていないか疑問が残る。未整備箇所を確認したうえで予算の適正化を見極めたい。 安心安全な通学路こそ子育てに適した町であり、高齢化率の高いわが町においては、通学路安全対策は、高齢者の安全対策、高齢者の外出促進にも効果がある。通学路を含めた道路整備は結果的に全町民の安全確保へとつながる。	・児童生徒の登下校の安全確保 ・学校、PTA、警察との連携により通学路調査を行っており、要望を優先して整備しているが、予算はほぼ固定化されており延期箇所も多い。 ・29年度当初にも教育委員会より要望書が出る。	・通学路の指定されている町道の安全確保のため整備 ・歩道、グリーンベルト、看板、路上表記、センターポール等設置	小・中学生 (高齢者) (全町民)	土木費	路橋りょう	道路維持費	204,652	69,694	都市整備課	81